

特許庁委託事業

ジブチの知的財産制度および
その運用に関する調査

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

目次

1. 序文	4
1.1 地勢	4
1.2 国民	4
1.3 政府	4
1.4 経済	4
2. 国家知的財産戦略	5
3. ジブチの知的財産法、規則および条約の概説	5
3.1 概要	5
3.1.1 法律	5
3.1.2 加盟条約	6
3.2 特許	7
3.2.1 取得可能な特許の種類	7
3.2.2 発明	7
3.2.3 新規性要件	7
3.2.4 所有権	8
3.2.5 共有	8
3.2.6 所有権に関する制限	8
3.2.7 記名	8
3.2.8 特許性	8
3.2.9 出願要件	9
3.2.10 審査	10
3.2.11 公開	10
3.2.12 特許付与	10
3.2.13 年金	11
3.2.14 追加証明書	11
3.2.15 権利の移転等	11
3.2.16 特許により付与される権利	12
3.2.17 並行輸入	12
3.2.18 侵害	12
3.2.19 職権による実施	12
3.2.20 強制実施権	12

3.2.21	特許の無効	13
3.2.22	発明特許(PCT 以外)	14
3.2.23	国内段階特許(PCT)	15
3.3	回路配置(配置設計)	16
3.4	意匠	16
3.4.1	取得可能な意匠の種類	16
3.4.2	概要	16
3.4.3	新規性要件	16
3.4.4	登録可能性	16
3.4.5	登録可能性－制限と除外	17
3.4.6	所有権	17
3.4.7	出願要件	17
3.4.8	実体審査	18
3.4.9	出願から登録までの平均期間	18
3.4.10	存続期間と更新	18
3.4.11	意匠の年金期限	18
3.4.12	権利	18
3.4.13	権利の制限	18
3.4.14	並行輸入－追加の制限	18
3.4.15	意匠出願	19
3.5	商標	20
3.5.1	法律	20
3.5.2	商標クリアランス調査	20
3.5.3	商標登録: 実体上の留意点	20
3.5.4	商標登録: 手続上の留意点	20
3.5.5	出願要件	21
3.5.6	審査	21
3.5.7	異議申立	22
3.5.8	存続期間と更新	22
3.5.9	権利の移転等	22
3.5.10	不使用を含む取消	23
3.5.11	権利行使	24

3.5.12	関連する権利	24
3.5.13	商標審査	24
3.6	著作権	25
3.6.1	著作権法の概要	25
4.	知的財産保護に関する司法制度および裁判所	25
5.	知的財産の税関取締	25
6.	知的財産の警察による取締	25
7.	法的救済(民事訴訟)	26
8.	知的財産保護に関連する政府機関の連絡先	27

1. 序文

1.1 地勢

ジブチは、紅海に接した「アフリカの角」と呼ばれる、アフリカ北東部に位置する。ジブチは以下の国と国境を接している。

エチオピア、エリトリアおよびソマリア

ジブチは非常に小さな国で、面積は 2 万 3,200 平方キロメートルしかない。アフリカで最も小さな国のひとつに挙げられる。

国土の大部分は砂漠の荒野で、狭い海岸沿いの平野から砂漠や小さな山岳地帯に向かって土地が隆起しており、国土の 90% が砂漠である。主だった川はない。有名な地理的特徴の一つとしてアッサル湖がある。この湖は塩湖であり、アフリカ大陸における最低標高地点となっている。

ジブチは 300 キロメートルに及ぶ海岸線を有し、これが戦略的に重要な意味を持つ。アデン湾へのアクセスが容易であることから、ジブチは東アフリカの入り口とみなされている。

現在、ジブチには、アフリカで唯一の米軍基地がある。

1.2 国民

ジブチの人口は 100 万人ほどで、そのうち 50 万人以上が首都のジブチ市に暮らす。

ジブチの人口増加率は約 2% で、人口の半数以上が 25 歳未満である。

ジブチの公用語は、アラビア語とフランス語である。他にもアフール語とソマリ語が話されている。英語を話す人は極めて少ない。

1.3 政府

ジブチは 1977 年にフランスから独立を果たした。

ジブチは複数政党制の共和国である。

1.4 経済

ジブチは、国内総生産 (GDP) が約 20 億 US ドル (2018 年) の経済的に小さな国である。

ジブチの経済はサービス主導型で、港湾、鉄道および軍事基地を中心としている。金、花崗岩および石灰岩の鉱床がある。

ジブチの主要輸出品として、皮革、コーヒーおよび塩が挙げられる。主要輸出国は以下の国である。

英国、オランダ、ベラルーシ、クウェートおよびインド

ジブチの主要輸入品には、パーム油、トラック、石油製品およびゴム製履物が含まれる。主要輸入国は以下の国である。

中国、インド、インドネシア、マレーシアおよびトルコ。

2. 国家知的財産戦略

ジブチには国家知的財産戦略はない。

3. ジブチの知的財産法、規則および条約の概説

この章では、以下の主題に分けて説明する。

- 概要
- 特許
- 回路配置
- 意匠
- 商標
- 著作権

3.1 概要

3.1.1 法律

主要な知的財産法：

産業財産法第 50/AN/09/6L 号。2009 年 6 月 21 日に制定され、2012 年 6 月 9 日に施行された。

本法は、以下の分野に適用される。

- 特許
- 集積回路の回路配置
- 意匠
- 製造所固有記号、商標およびサービスマーク
- 地理的表示および原産地名称
- 不正競争

本法は、パリ条約加盟国の相互保護として、特許と回路配置の場合は 12 か月、意匠と商標の場合は 6 か月の優先権を規定している。

著作権については、以下に示す別個の法律がある。

著作権法第 154/AN/06 号。この法律は 2006 年 7 月 23 日に制定された。

知的財産官庁：

ジブチ工業所集権・商務庁

3.1.2 加盟条約

ジブチは、以下の加盟国である。

- 特許協力条約(PCT)。2016 年 6 月 23 日に加入書を寄託し、2016 年 9 月 23 日に同条約が発効。
- ベルヌ条約。2002 年 5 月 13 日に発効。
- パリ条約(パリ同盟)。2002 年 5 月 13 日に発効。
- 世界知的所有権機関(WIPO)。2002 年 5 月 13 日に発効。

一時期、ジブチが OAPI(アフリカ知的財産機関)の加盟国になったと考えられていた。しかし、ジブチが OAPI の加入要件を満たしていなかったことが判明したため、現時点でジブチは OAPI の加盟国ではない。

背景を説明すると、1995 年後半にジブチ当局および OAPI の双方により、ジブチの OAPI への加入が発表された。1994 年 11 月 26 日に加入書が OAPI に寄託され、1995 年 6 月に開催された OAPI の第 32 回管理理事会の投票により発効したと理解されていた。

しかし、後になって、ジブチは加入要件を満たしていなかったことが指摘された。1977 年バンギ協定の付属書 III の第 33 条において、最初のバンギ協定の署名国ではないアフリカ諸国は、以下の条約の当事者である場合に加入を申請できると規定されていた。

- WIPO 設立条約；
- パリ条約；および
- ベルヌ条約または万国著作権条約の少なくとも一方

ジブチは当時、上記の要件を満たしていなかった。様々な機関や専門家から見解が示されたものの、最終的に 1997 年 8 月 22 日に OAPI が発行した公式通知には、上記の不備を考慮し、OAPI で有効な登録はジブチには適用されないことが明記された。

3.2 特許

3.2.1 取得可能な特許の種類

ジブチで取得可能な特許の種類は、以下のとおりである。

- 発明特許(PCT 国内移行の出願を含む)
- 追加証明書(主特許／主発明に係る改良または追加に与えられるもので、追加証明書の保護期間は、主特許の存続期間と同時に終了する)

ジブチでは実用新案を出願することはできないが、実用新案の優先権を主張する特許出願を出願できる。

3.2.2 発明

発明には製品、方法、新規の用途または既知の手段の組合せのうち、従来技術に照らして未知の結果に到達するものを含めることができると規定している。

さらに、発明は産業上利用可能でなければならない。

発明が産業上利用可能とみなされるのは、農業を含む何らかの産業において製造または使用できる場合である。

以下のものは発明とはみなされない。

- 自然界の発見、自然物質、天然材料および自然界の生物
- 科学的理論および数学的方法
- 人体とその構成要素
- 植物および動物を生産するための本質的に生物学的方法
- 文学的、芸術的および他の美的作品
- 知的行為、ゲームまたはビジネスを行う方法
- コンピュータプログラム
- 情報の提示

3.2.3 新規性要件

ジブチでは、絶対的新規性が要求される。

発明は、先行技術の一部を構成してはならない。

発明の公衆への開示が、出願日または優先日より前の12か月以内に、以下のいずれかの者により行われた場合は、新規性は喪失しない。

- 出願人またはその法律上の前権利者
- 特許庁が、出願人／その法律上の前権利者からの出願を不当に公開または公衆に提供した場合、または、出願人／その法律上の前権利者から直接的または間接的に情報を入手した第三者が出願人／その法律上の前権利者に知らせずに、またはその同意を得ずに提出した出願を、特許庁が公開
- 発明者から直接的または間接的に先行技術としての項目を含んだ情報を入手した第三者

3.2.4 所有権

特許を受ける権利は、発明者またはその権利承継人に帰属する。

法では、「複数の人がそれぞれ独立に同じ発明を創出した場合、特許を受ける権利は、最も早い出願を立証できる人に帰属する」と述べている。

また、給料を受け取る従業員が雇用の範囲内で創出した発明は、雇用主に帰属するが、当該従業員は報酬を受ける権利を有する、という規定がある。

雇用の範囲外で発明が創作された場合、その発明は当該従業員に帰属するが、雇用主により提供されたデータから派生した発明等である場合、当該従業員は、雇用主が特許を出願するか、または、従業員に発明を帰属させるかの選択肢を与えられなければならない。

3.2.5 共有

特許の共有について定める規定が存在する。

3.2.6 所有権に関する制限

「所有権を主張する訴訟は、国家特許登録簿に当該権原が登録された日から3年後に時効になる」と、法は定めている。

3.2.7 記名

発明者は出願書類に名前を記載されなければならない、と規定している。

3.2.8 特許性

以下のものは特許を受けることができない。

- 人間または動物の診断、手術または治療による処置方法。ただし、かかる方法に使用される製品は、特許を受けることができる。
- 植物、動物および他の微生物。
- 実施されると公序良俗に反する、または人間・動物・植物の健康や生命または環境を害すると思われる発明。

特許出願に以下のものを含めてはならない。

- 公開または実施されると公序良俗に反すると思われる要素または図面。
- 第三者の製品もしくは方法、または、第三者の特許出願もしくは特許の価値や有効性について中傷する陳述。先行技術との単なる比較は中傷行為とはみなされない。
- 発明に関する記載と明らかに無関係な要素。法律では無関係な要素の定義を明確にしていなが、発明に関連性のない事項を意味すると推定される。

3.2.9 出願要件

PCT 国内移行出願

以下のものが要求される。

- 委任状。署名のみで十分である。
- 英語またはフランス語による明細書、特許請求の範囲および要約書を出願から 1 か月以内に提出しなければならない。
- 図面がある場合には、図面を出願日に提出しなければならない。
- 国際特許分類。期限なし。
- 発明の譲渡証。期限なし。
- 公開された国際出願の写し。期限なし。
- 国際調査報告書の写し。期限なし。
- 特許性に関する国際予備報告の写し。期限なし。

発明特許(PCT 国内移行出願以外)

- 委任状。署名のみで十分である。出願日に提出しなければならない。
- 英語またはフランス語による明細書、特許請求の範囲および要約書を出願から 1 か月以内に提出しなければならない。
- 図面がある場合には、図面を出願日に提出しなければならない。

- 発明の譲渡証。期限なし。
- 宣誓書付きフランス語訳が添付された、優先権証明書。期限なし。

3.2.10 審査

特許出願は方式審査および実体審査を受けなければならない。

出願は、以下を含む複数の理由により拒絶される可能性がある。

- 新規性の欠如
- 特許を受けられない主題
- 発明とみなすことのできない主題

拒絶理由は、具体的でなければならず、出願人または代理人に通知されなければならない。

ジブチ工業所有権・商務庁は出願人に対し、3か月以内に当該拒絶理由に対して意見を述べ、補正を行う機会を与えなければならない。

全ての紛争は、第一審裁判所の民事・商事部に付託される。

注意すべき点として、当業者にとって先行技術に照らして自明ではない発明は、進歩性を有するとみなされる。特許出願がジブチに提出された日、または有効に主張された優先権の基礎となる特許出願が外国で提出された日より前に、書面や口頭による説明、使用その他の方法により公衆に利用可能となったあらゆるものが、先行技術に含まれる。また、当該特許出願日より前の出願日を有し、当該特許出願日の時点でまだ公開されていないジブチまたは外国特許出願の内容も、先行技術に含まれる。

3.2.11 公開

法律によれば、出願は公開されることになっており、異議についても規定している。しかしながら、実務的には、公開は行われておらず、異議も申し立てることはできない。

特許庁は、公開前に特許出願の内容を第三者が閲覧することを認めず、その内容に関する情報を第三者に提供することもない。

第三者は特許付与後に特許情報を閲覧できるが、特許付与前はできない。第三者は特許庁に正式な閲覧申請書を提出することにより、特許付与後に特許情報の閲覧を申請しなければならない。

3.2.12 特許付与

特許の存続期間は、出願日から20年である。

3.2.13 年金

年金は5年ごとに支払わなければならない、最初の更新料は出願料と同時に支払い、それ以降は出願日から5年後、10年後および15年後の応当日が支払期限となる。

3.2.14 追加証明書

特許の存続期間中に、特許権者またはその権利承継人は当該発明に係る改良または追加を行うことができ、かかる改良または追加は追加証明書により証明される。追加証明書は、主発明に係る改良または追加に関するものである。別個の特許ではあるが、保護期間は短縮され、主発明の特許存続期間と同じである。

3.2.15 権利の移転等

譲渡

ジブチには、権利の譲渡に関する規定が存在する。

特許を譲渡する場合、“for good and sufficient consideration”との理由を記載した譲渡証の提出が容認される。

譲渡は、「営業権の有無にかかわらず」登録できる。

譲渡登録に期限はない。

譲渡登録には、以下の書類が必要となる。

- フランス語訳が組み込まれている委任状。署名のみで十分である。
- 譲渡証その他の権原証書。宣誓書付きフランス語訳を添付しなければならない、ジブチ領事による認証が必要である。

実施権

専用実施権および通常実施権に関する規定がある。

実施権を登録するには、以下の書類が必要となる。

- フランス語訳が添付された、特許権者とライセンシーからの委任状。署名のみで十分である。
- 宣誓書付きフランス語訳が添付され、ジブチ領事により認証された、ライセンス契約書。

名義変更の登録

名義変更を登録するには、以下の書類が必要となる

- フランス語訳が添付された、委任状。署名のみで十分である。
- 宣誓書付きフランス語訳が添付された、名義変更証明書。

住所変更の登録

住所変更を登録するには、フランス語訳が添付された、委任状が必要となる。署名のみで十分である。

3.2.16 特許により付与される権利

特許は特許権者に対し、特許製品を実施する独占権を与える。

付与される保護の範囲は、特許請求の範囲の文言により判断され、特許請求の範囲を解釈する際に、明細書と図面を参考にする。

特許請求の範囲は明確かつ簡潔でなければならない、と明確に規定している。

3.2.17 並行輸入

並行輸入条項があり、特許は特許権者に対し、「特許権者により、または特許権者から許可を受けた者または特許権者と経済的つながりのある他者により、他のいずれかの国で商取引された製品に関する行為」については権利を与えるものではない、と規定している。

3.2.18 侵害

禁止される行為には、以下のものが含まれる。

- 特許に係る商品の製造、使用、販売申込、販売またはこれらを目的とした輸入
- 特許の主題である方法の使用、および当該方法により直接得られる製品の使用、販売申込、販売またはこれらを目的とした輸入

3.2.19 職権による実施

公衆衛生利益のために必要な状況において、医薬品および関連する方法や製品に関して付与された特許は、当該医薬品が十分な量または合理的な価格で提供されていない場合には、職権により実施することができる、と規定している。職権による実施は、大統領令により命じられる。

3.2.20 強制実施権

強制実施権に関する規定において、申請人がライセンスを受けられなかった、または合理的条件で受けられなかった場合でも、特許出願日から4年または特許付与日から3年が経過していなければ、強制実施権は認められない、と規定されている。

強制実施権の申請は、裁判所で扱われる。

非独占的な強制実施権のみが認められる。

医薬品が十分な量または合理的な価格で供給されていない場合については、政府介入に関する規定も存在する。

3.2.21 特許の無効

以下に示す複数の理由に基づいた、裁判所による無効に関する規定が存在する。

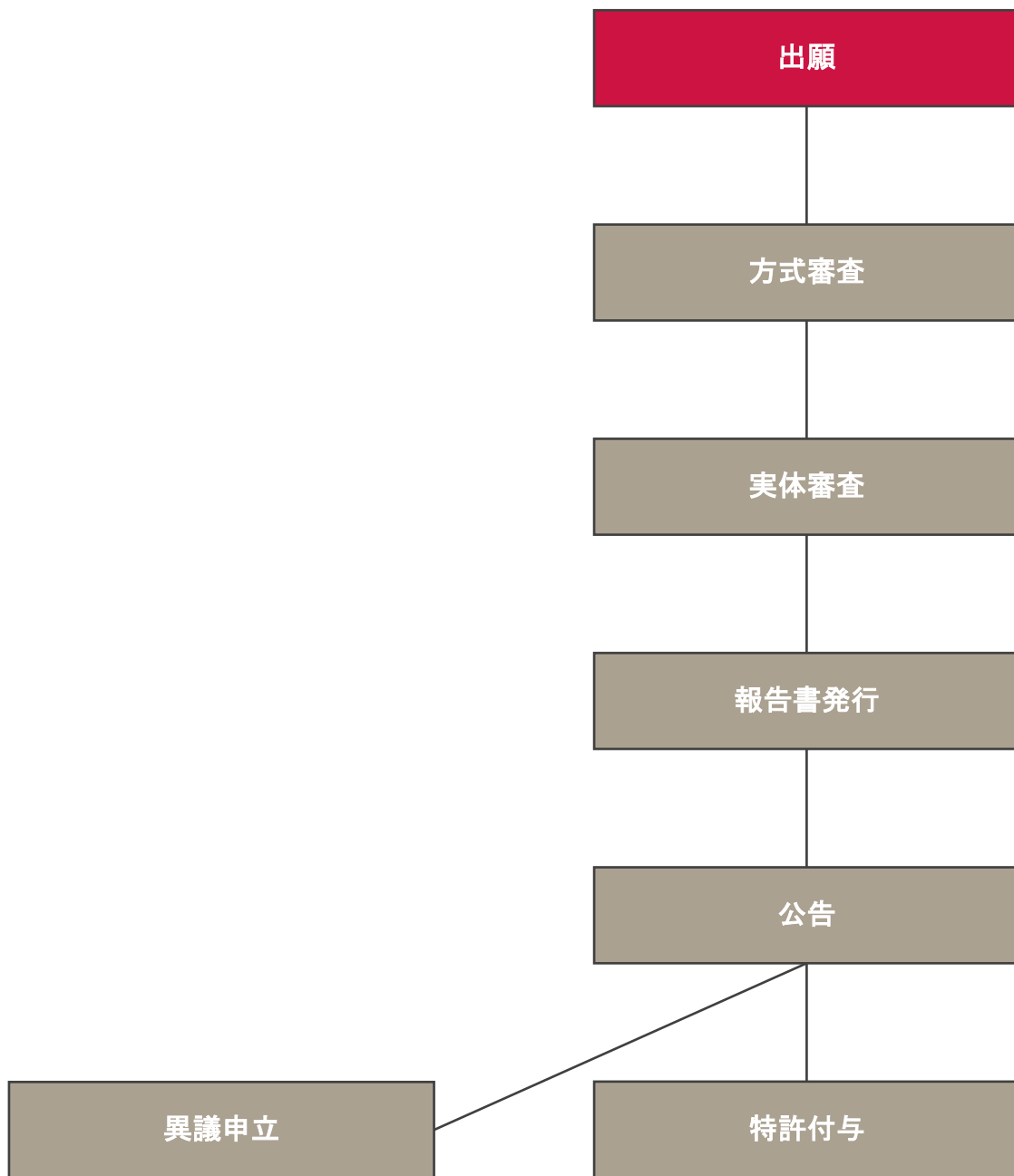
- 当該発明は本法に従い特許性がない。
- 明細書は当該発明を十分に説明していない。
- 当該発明の主題は、出願時の内容を超えている。
- 特許請求の範囲は、請求する保護の範囲を定義していない。

「利害関係を有する」あらゆる者は、無効請求を申立できる。

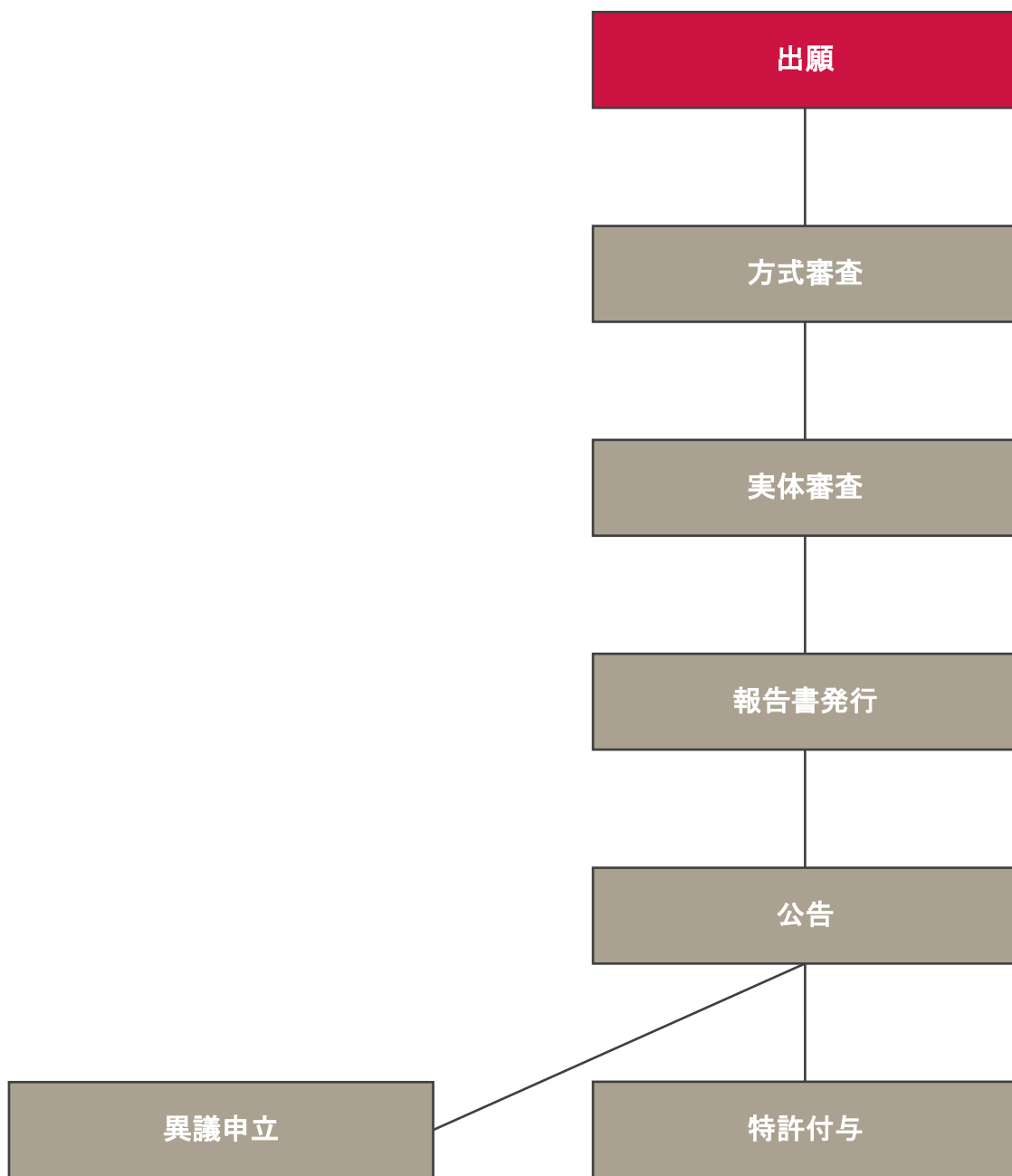
検察官局は、無効請求手続の当事者となることができる。検察官局は、公衆の最大利益のために行動する政府機関である。

取り消された特許発明について、別の特許出願を提出することはできない。

3.2.22 発明特許(PCT 以外)



3.2.23 国内段階特許(PCT)



3.3 回路配置(配置設計)

集積回路の回路配置の保護に関する具体的な規定が存在し、創作者の知的努力の成果であるという意味で独自の集積回路について、保護を得ることが可能である。

3.4 意匠

3.4.1 取得可能な意匠の種類

意匠

3.4.2 概要

意匠は、次のように定義されている。「線または色のあらゆる組合せ、および線または色と結びつけられるかどうかを問わず、あらゆる立体形状は、意匠とみなされる。ただし、かかる組合せまたは形状が工業製品または工芸品に特別な外観を与え、工業製品または工芸品を製造する際のひな型として利用できることを条件とする」。

3.4.3 新規性要件

意匠が新規とみなされるのは、その出願日より前に、または該当する場合は有効に主張された優先日より前に、世界のいずれかの場所で実際の公開、使用その他の手段により公衆に利用可能となっていない場合である。

ただし、出願日より前の12か月以内に、パリ条約のいずれかの加盟国の領域で開催された公式または公認の国際博覧会で最初に展示されたというだけでは、意匠は公衆に利用可能となったとはみなされない。

複合製品の構成要素の意匠またはひな型は、以下の場合に限り、新規であり独自性を有するとみなされる。

- 保守、アフターサービスまたは修理作業を除き、複合製品に組み込まれた構成要素が、エンドユーザーによる当該複合製品の通常の使用中に視認可能である。
- かかる構成要素の視認可能な特徴自体が、新規性および独自性に関する要件を満たしている。

交換可能な複数の構成要素からなる製品は、複合製品とみなされる。

3.4.4 登録可能性

意匠が登録可能となるには、当該意匠を類似意匠と比べた際に、当該意匠に新規性をもたらす独特な認知可能な輪郭により、または当該意匠に特有の新規な外観をもたらす1つまたはそれ以上の外的特徴により、類似意匠と異ならなければならない。

1つの出願は最大100までの意匠に対応できる。ただし、これらの意匠が、意匠の国際分類を定める1968年ロカルノ協定の改訂版において、同じ区分に分類される物品に組み込まれるものであることを条件とする。

3.4.5 登録可能性—制限と除外

以下の意匠については、登録することができない。

- 公序良俗に反するもの。
- 頭字語、単位名称、勲章、紋章および通貨を複製するもの。ただし、当局が使用を許可した場合を除く。

技術的機能によって決定づけられる特徴のみからなる意匠は、意匠保護の恩恵を受けられない。

意匠を登録しても、当該意匠が組み込まれている、または応用されている製品を：

- 物理的に別の製品に接続する、または別の製品の中／周囲に、もしくは別の製品に接触して配置することにより、いずれか一方の製品が機能できるようにするために；または
- 別の製品に取り付けることにより、他方の製品が元の外観を回復または保持できるようにするために、

必然的に正確な形状および寸法で複製しなければならない製品の外観の特徴については、権利を生じない。

3.4.6 所有権

意匠の所有権は、当該意匠を創作した者またはその権利承継人に帰属する。ただし、当該意匠を最初に出願する人は、反証されない限り、創作者と推定される。

複数の人が共同で1つの意匠を創作した場合、意匠を取得する権利は、全ての創作者またはその権利承継人に共同で帰属する。

ただし、創作的な貢献をすることなく、意匠の創作を支援しただけの者は、創作者または共同創作者とはみなされない。

3.4.7 出願要件

以下のものが要求される。

- 委任状。署名だけで十分である。
- 意匠の図面または写真複製を出願日に提出しなければならない。
- 意匠を構成する、または意匠が用いられる単一または複数の製品のフランス語名称。
- 単一または複数の製品が当該意匠を構成するかどうか、または当該意匠が用いられる製品であるかどうかについてのフランス語による説明。
- 優先権を主張する場合は、宣誓書付きフランス語訳が添付された、優先権証明書の認証謄本を出願から3か月以内に提出しなければならない。
- 譲渡証。期限なし。

3.4.8 実体審査

実体審査はあるが、限定されている。つまりジブチ工業所有権・商務庁は、実体審査を新規性の審査に限定している。拒絶された場合には、拒絶の通知後、2か月以内に第一審裁判所の民事・商事部に上訴することができる。

3.4.9 出願から登録までの平均期間

24か月以上。

3.4.10 存続期間と更新

意匠登録の最初の有効期間は出願日から5年である。必要な料金を支払えば、5年ずつ2回の更新が可能である。

更新料の滞納に関して、6か月の猶予期間が規定されている。

3.4.11 意匠の年金期限

出願日から5年ごとに年金を支払わなければならない。

3.4.12 権利

登録は意匠権者に対し、当該意匠の実施、販売または販売申込の独占権を与える。

3.4.13 権利の制限

意匠権は、技術的機能によってのみ決定づけられる製品の外観の特徴には存在しない。

登録は意匠権者に対し、以下の行為を阻止する権利を与えるものではない。

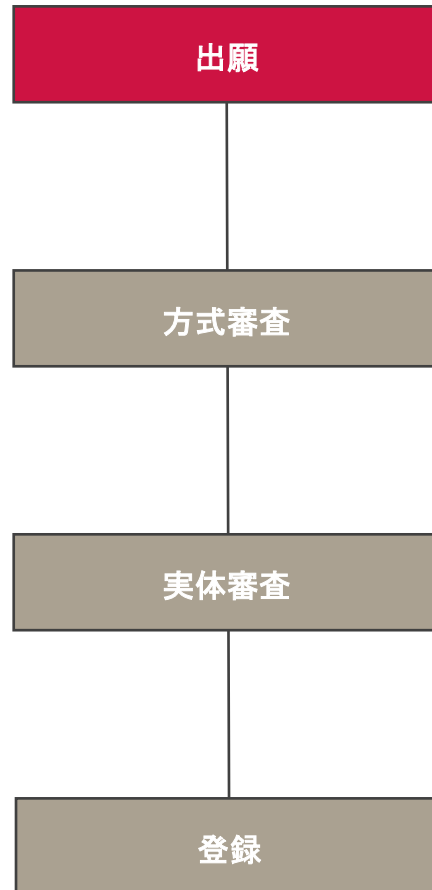
- 非営利目的で行われる、私的領域における行為
- 科学、研究、教育、学術または実験目的で行われる行為
- ジブチの法域に一時的に滞在する外国の車両または船舶における物品における使用

3.4.14 並行輸入—追加の制限

並行輸入制限条項もある。

意匠登録は意匠権者に対し、意匠権者により、または意匠権者から許可を受けた、または意匠権者と経済的つながりのある他者により、いずれかの国で商取引された製品に関する行為については、権利を与えるものではない。

3.4.15 意匠出願



3.5 商標

3.5.1 法律

ジブチの商標法:

産業財産法第 50/AN/09/6L 号

本法は 2009 年 6 月 21 日に制定され、1964 年商標法に取って代わった。

商標官庁:

ジブチ工業所有権・商務庁

3.5.2 商標クリアランス調査

ジブチ工業所有権・商務庁は電子データベースを有している。

この電子データベースは、民間(非公式)オンライン調査には利用できない。調査は電子データベースおよび物理的記録の双方を用いる傾向がある。

データベースには、係属中の出願および図形商標も含まれている。

調査の際、電子データベースは、文字標章の自動的な翻訳機能を備えていない。

調査は基本的に 1~2 週間要する。

調査は商標の利用可能性および登録可能性の双方に対応できる。

出願人による出願前の調査は義務づけられていない。

3.5.3 商標登録:実体上の留意点

商標は、視覚的表現に適し、商品/役務を識別するために使用される標識であると定義されている。

形状(形態)と色の組合せ、および音や音楽などの聴覚的標識について規定している。

スローガンやキャッチフレーズは登録可能であるが、匂い商標および味商標は登録できない。

通常の商標の他に、ジブチの法律は以下についても規定している。

- 団体商標
- 証明商標

ジブチは先願主義を採用しており、登録により権利を取得できる。

3.5.4 商標登録:手続上の留意点

ジブチでは国際ニース分類(第 11 版)が適用される。

マルチクラス(多区分)出願が可能である。

類見出しは許容されるが、「当該区分の全ての商品／役務」という表現は認められない。

色を指定する商標が容認される。

3.5.5 出願要件

新規の出願には、以下のものが要求される。

- 委任状。フランス語訳が要求される。会社印を押印する、または公証してもらう必要がある。委任状を出願に添付すべきではあるが、緊急の場合は、後に提出することも可能である。
- 優先権を主張する場合、宣誓書付きフランス語訳が添付された優先権証明書を提出しなければならない。ジブチへの出願に含まれる区分は、優先権基礎出願の区分と同一か、それより少なくしなければならない。
- 通常の商標以外は、商標の見本 12 通。
- 出願における重大な誤りは出願後に補正可能であり、商品リストを制限または限定することも可能である。

3.5.6 審査

絶対的拒絶理由

ジブチでは、絶対的拒絶理由に関する審査が行われる。

出願は様々な理由により、例えば、商標が以下のものである／以下のものを含むという理由により、拒絶される可能性がある。

- 記述的表現
- 普通名称
- 公序良俗に反するもの
- 機能によってのみ決定づけられる形状
- 特有の形状の範囲内に限定されない色

相対的拒絶理由(先の権利)

先の権利に関する審査は行われず、第三者の異議申立手続もない。

先の権利の問題は、無効(取消)請求(以下を参照)により対処される。

審査に関する手続上の問題

方式不備に関する応答期限は3か月であり、この期限は延長することができない。法律には規定されていないが、実務的には、絶対的拒絶理由が通知されたときは登録官に再考を求めることができる。拒絶された場合には裁判所に不服を申し立てることができる。商標出願に問題がなければ、ジブチ公報(オンラインで発行される)により登録されたものとして公告される。

3.5.7 異議申立

ジブチには、先に述べたとおり、異議申立手続はない。

紛争は取消請求(以下を参照)により解決される傾向にある。

3.5.8 存続期間と更新

登録期間は出願日から10年で、更新可能である。

更新時に使用の証拠は要求されない。

更新するには、以下のものが要求される。

- 委任状。署名され、会社印が押印され、フランス語訳が添付されたもの。
- 会社印を押印できない場合、公証証書が必要となる。

更新申請の提出期間は、満了日の6か月前から始まる。

更新料を滞納した場合、延滞料を支払えば6か月の猶予期間を与えられる。

更新は公告される。

登録の回復に関する規定はなく、更新しなかったために商標が消滅した場合には、新規の出願が必要となる。

3.5.9 権利の移転等

譲渡

商標登録の譲渡(営業権の有無を問わない)は可能であり、一部譲渡もできる。

譲渡証において金額に言及する必要はない。

譲渡は登録しなければならない。

譲渡を登録するには、以下の書類が要求される。

- 委任状。署名され、会社印が押印されたもの。

- 譲渡証その他の権原証書。双方の当事者により署名され、宣誓書付きフランス語訳が添付され、ジブチ領事、またはハーグ条約の規定に従うアポストイーユにより認証されたもの。フランスで署名された譲渡証の場合は公証のみでよく、認証は必要ない。

ライセンス

ジブチにおいて商標のライセンスが認められている。

ライセンスは登録しなければならず、登録には以下の書類が要求される。

- 委任状。署名され、会社印が押印されたもの。
- 宣誓書付きフランス語訳が添付された、ライセンス契約書。ジブチ領事による認証、またはハーグ条約の規定に従うアポストイーユによる認証が必要である。

名義変更

名義変更を登録するには、以下の書類が必要となる。

- 委任状。フランス語訳が添付され、署名され、会社印が押印されたもの。
- 宣誓書付きフランス語訳が添付された、名義変更証明書。

住所変更

住所変更を登録するには、以下の書類が必要となる。

- 委任状。署名され、会社印が押印され、フランス語訳が添付されたもの。

3.5.10 不使用を含む取消

以下のような商標登録は先の権利に基づく取消理由を有し、善意の出願であり、先の権利の権利者が当該商標に気づいてから5年間経過するまでは、裁判所に取消を請求することができる。

- 周知商標との混同を生じる商標
- 名称または会社名と混同を生じる商標
- 全国で知られている商号やブランド名と混同を生じる商標
- 保護されているGI(地理的表示)を侵害する商標など

なお、周知商標とは、パリ条約第6条の2に定義されたものをいう。

また、商標に関して不正にまたは法律に違反して取得された登録については、悪意があった場合を除き、商標の登録後3年を経過するまでは取消を請求することができる。さらに、商標について、5年不使用の場合には、取消請求が可能である。

3.5.11 権利行使

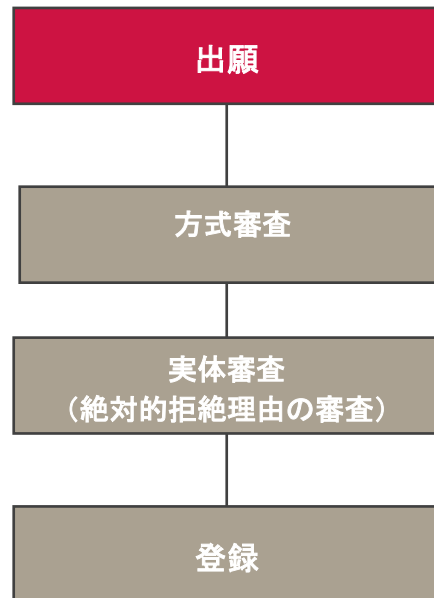
商標登録の権利者は、同一または類似の商標が同一または類似の商品／役務に関して第三者により使用されると、連想を生じる恐れを含む混同を生じる恐れがある場合には、かかる第三者による使用を阻止することができる。

さらに当該権利者は、自己の登録商標が評判を有しており、正当な理由なく使用されると、自己の登録商標の識別性または評判が不当に利用される、または損なわれる場合には、無関係な商品または役務に関する同一または類似の商標の第三者による使用を阻止することができる。

3.5.12 関連する権利

不正競争、商号、GI および原産地名称についても規定されている。未登録商標の保護に関する規定は存在しない。

3.5.13 商標審査



3.6 著作権

3.6.1 著作権法の概要

ジブチの著作権法にはいくつか特徴がある。

- 執筆作品、音楽作品、芸術作品、建築物、写真作品、映画作品およびコンピュータプログラムを含め幅広い作品が保護対象である。
- フォークロアが保護対象である。
- 付与される権利には、著作者人格権および経済的権利が含まれる。
- 経済的権利には、複製、公演、放送および翻訳・翻案に関する権利が含まれる。
- 共同著作者に関する規定がある。
- 著作権の譲渡に関する規定が存在する。
- 職務著作に関する規定が存在する。
- 著作権侵害の場合に損害賠償の請求を認めている。

4. 知的財産保護に関する司法制度および裁判所

全ての紛争は、第一審裁判所の民事・商事部に付託される。

5. 知的財産の税関取締

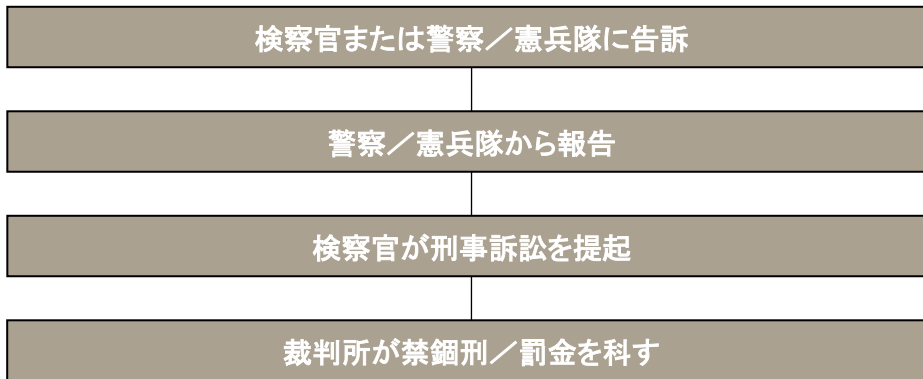
ジブチの税関当局は、模倣品よりも密輸取締に重点を置いている。現段階では税関が対応できる余地があるかもしれないという指摘しかできない。

ジブチには税関監視手続は存在しない。

6. 知的財産の警察による取締

刑事罰に関して、*産業財産法第 50/AN/09/6L 号*では、第 200 条で特許権の故意の侵害について、第 207 条で意匠登録の故意の侵害について、刑法の第 301 条から第 303 条に基づき処罰される犯罪としている。これにより、5 年以下の禁錮刑および 1,000 万 FSD (=約 5.63 万 USD) の罰金を科すことができる。さらに第 211 条の規定により、商標侵害は 2 年の禁錮刑および 200 万 FSD (=約 1.12 万 USD) の罰金を科すことができる。

手続上、権利者は刑事告訴を検察官または警察／憲兵隊に提出しなければならない。



検察官は警察または憲兵隊に対し、捜査を行い、報告を提出するよう指示する。

模倣行為が行われたと検察官が判断する場合、検察官は刑事裁判所に侵害者を提訴しなければならない。

7. 法的救済(民事訴訟)

商標紛争の民事訴訟に関して、適用法は産業財産法第 50/AN/09/6L 号の第 188 条から第 196 条および第 208 条から第 210 条である。

第 188 条から第 196 条は、特許、回路配置、意匠および商標の侵害について、以下のように定めている。

- 知的財産権者およびそのライセンシーの双方は、権利を行使できる。
- 権利の登録前に行われた行為は、侵害にはならない。
- 裁判所は暫定的および最終的な救済を与えることができる。
- 管轄裁判所は、被告が居住する、または事業を営む場所の裁判所である。
- 3 年の時効期間がある。つまり知的財産権者が侵害に気づいてから 3 年以内に訴訟を提起しない場合は時効になる。
- 裁判所は侵害訴訟が実際に提起される前に、被疑侵害品の押収命令を出すことができるが、押収から 15 日以内に侵害訴訟が提起されなければならない。
- 侵害事件において、裁判所は商品の押収、商品の廃棄、損害賠償(商標の無許可の使用に対する賠償金として商標権者に支払う金額)、登録の取消、および新聞による侵害の公表を命じることができる。

これとは別に、商標侵害の民事訴訟について定める 第 208 条から第 210 条は、以下のように述べている。

登録商標の権利者または独占的ライセンシーは、侵害品の目録作成(侵害の発生および侵害の内容と範囲を証明する)、および必要であれば侵害品の押収を執行官に要求する令状の発行を裁判所長に請求できる。ただし、侵害品の押収の場合、権利者に保証金が要求される可能性がある。商標権者はその後 15 日以内に、侵害訴訟を提起する。

手続上、商標権者は第一審裁判所に訴え、第一審裁判所はその後、模倣品の押収を執行官に許可する命令に署名する。

模倣品は裁判所に提出され、登録商標と比較される。

裁判所が侵害の存在を認める場合、原告に有利な判決が下される。

8. 知的財産保護に関連する政府機関の連絡先

ジブチ工業財産権・商務庁

www.odpic.net

contact@odpic.net

[特許庁委託事業]

ジブチの知的財産制度およびその運用に関する調査

2020年3月発行

[作成協力]

spoor • fisher

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-5645878

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
Japan External Trade Organization

本報告書は、日本貿易振興機構が2020年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものです。一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。